

議発第3号

「障害者相談支援事業及び生活困窮者自立支援事業等の社会福祉法上の取扱い等に関する意見書」の提出について

掛川市議会は、地方自治法第99条の規定により、「衆議院議長」「参議院議長」「内閣総理大臣」「総務大臣」「財務大臣」「厚生労働大臣」に対し、「障害者相談支援事業及び生活困窮者自立支援事業等の社会福祉法上の取扱い等に関する意見書」を裏面のとおりに提出する。

令和7年3月25日提出

提出者

掛川市議会議員

松本均	高橋篤仁	鷲山記世
安田彰	大井正	山田浩司
橋本勝弘	石川紀子	嶺岡慎悟
富田まゆみ	藤澤恭子	勝川志保子
寺田幸弘	鈴木久裕	藤原正光
窪野愛子	二村禮一	草賀章吉
山本行男	松浦昌巳	

障害者相談支援事業及び生活困窮者自立支援事業等の社会福祉法上の取扱い等に関する意見書

障害者相談支援事業については、平成13年5月7日付けの消費税法基本通達等の一部改正において、社会福祉関係の非課税範囲として、社会福祉法上の第二種社会福祉事業に含まれた、身体障害者福祉法、知的障害者福祉法、児童福祉法、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に規定する相談支援事業に包含される、あるいは、同種の非課税事業であると捉えられてきた。

また、障害者自立支援法から障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律へと法体系が変遷していく中で、一般相談支援事業や特定相談支援事業を対象外とする経過や理由、具体的な内容等が明確に示されないまま、この間、全国的に非課税事業として取り扱われてきた。

しかしながら、令和5年10月、国において、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律における障害者相談支援事業等及び生活困窮者自立支援法に基づく生活困窮者自立支援事業等に係る社会福祉法及び税務上の取扱いについて、厚生労働省及びこども家庭庁から事務連絡が発出され、社会福祉事業に該当しないこと、また、消費税法関係法令上、他に非課税とする旨の規定もないことから消費税の課税対象であると示された。

本来、障害者相談支援事業等及び生活困窮者自立支援事業等については、その性質から、社会福祉事業に該当するものと考えられ、障害者相談支援事業に至っては、高齢分野において、地域包括支援センターが実施している、同種の総合相談支援業務が位置付けられている包括的支援事業が非課税となっていることの整合性や消費税等の取扱いに係る事業ごとの一貫性を確保する必要があることから、下記のとおり意見書を提出する。

記

- 1 障害者相談支援事業及び生活困窮者自立支援事業等について、事業の性質に鑑み、社会福祉事業に位置付けるとともに、非課税とすること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和7年3月25日

静岡県掛川市議会